

委 託 契 約 書

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会会場地市町村旗製作業務委託」について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託事業）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- (1) 委託業務名 いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会会場地市町村旗製作業務
- (2) 実施期間 契約締結日から令和元年8月21日（水）まで
- (3) 実施方法 別添「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会会場地市町村旗製作業務仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

（委託事業の実施）

第2条 乙は、委託業務を仕様書に従って実施しなければならない。

（委託費）

第3条 委託業務に要する費用（以下「委託料」という）は、金_____円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____円）とする。

（委託費の支払）

第4条 甲は、委託業務が完了し、第9条の規定による適合の通知をした後に、乙の請求により支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 茨城県財務規則第138条に定めるものとする。

（工程表）

第6条 乙は、この契約締結後7日以内に、委託仕様書に基づいて、工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

（再委託の制限）

第7条 乙は、この委託業務達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ文書により甲に申請し、その承認を得なければならない。

（事業完了報告）

第8条 乙は、委託業務が完了したときは、直ちに委託業務完了報告書（別紙様式1）に成果品を添えて、甲に提出しなければならない。

(検査及び委託料の額の確定)

第9条 甲は、前条の規定により、乙から委託業務完了報告書の提出があったときは、遅滞なく、この契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、乙に対して通知するものとする。

(かし担保)

第10条 乙は、甲の検査に合格した実績報告書(成果品)であっても、当該成果品について隠れたかしがあった場合には、検査後半年間はこれを完全なものと引き替え、又は補償をしなければならない。

(委託業務の変更)

第11条 乙は、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(損害の賠償)

第12条 乙は、委託業務の遂行に当たって、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、委託業務を実施するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例(平成17年茨城県条例第1号)第7条第2項及び第8条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(委託業務の報告等)

第15条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(著作権)

第16条 乙がこの委託業務の実施により取得した著作権は、甲が承継するものとする。

(契約違反による解除)

第17条 甲は、乙がこの契約に違反したとき又は茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36条)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であることが判明したときは、何ら催告せずにこの契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は委託料の全部又は一部を支払わず、又はすでに支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

(協議)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、
処理するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年 月 日

茨城県水戸市笠原町978番6

甲

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会
会長 大井川 和彦

乙

特 約 事 項

1 受託者の責務

委託業務を実施するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託業務を実施するため個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から3年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

5 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事務を処理するため甲から引き渡された情報は、委託事務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

6 個人情報の複製等の制限

委託業務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持ち出しを行うときには、甲の承諾を受けなければならない。

7 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

8 返還義務

委託業務を処理するため甲から引き渡された情報は、委託業務完了後、速やかに甲に返還しなければならない。

令和 年 月 日

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会
会長 大井川 和彦 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

委託業務完了報告書

令和 年 月 日付け委託契約に基づく「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会
会場地市町村旗製作業務委託」が完了したので、成果品を添えて報告します。